

千葉県職員退職手当基金条例、千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例、千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、千葉県消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例、子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、千葉県保育所設置管理条例の一部を改正する条例、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、千葉県児童生徒性暴力等防止対策検討委員会設置条例、千葉県公民館設置管理条例の一部を改正する条例、千葉県立博物館設置条例の一部を改正する条例、千葉県総合交通政策会議設置条例を廃止する条例、千葉県営住宅条例の一部を改正する条例及び千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月10日

千葉市長 神谷俊一

## 千葉市条例第1号

### 千葉市職員退職手当基金条例

#### (設置)

第1条 本市は、千葉市職員退職手当支給条例（昭和24年千葉市条例第5号）に基づく退職手当の支給に必要な経費の財源に充てるため、千葉市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する退職手当の支給に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 千葉県条例第2号

### 千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 千葉県条例第3号

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第47号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第40条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活

動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第55条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等

に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第58条中「、第46条」を削る。

第62条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第80条の9及び第88条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

(千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第37条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について

周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第37条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第43条を次のように改める。

#### 第43条 削除

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第46条及び第58条の改正規定並びに第2条中千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第40条の2(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)及び第2条の規定による改正後の千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第37条の2(第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第40条の3第2項(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2及び第80条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。



## 千葉市条例第4号

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年  
千葉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第2条の2 団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）基本団員 次号に掲げる機能別団員以外の団員をいう。
- （2）機能別団員 市長が定める特定の消防事務に従事する団員をいう。

第3条を次のように改める。

（任用）

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき  
市長が任用する。

2 団長以外の基本団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから、市  
長の承認を得て団長が任用する。

- （1）本市消防団の区域内に居住し、当該区域において勤務し、又は当  
該区域へ通学する者
- （2）年齢満18歳以上の者
- （3）志操堅固で、かつ、身体強健な者

3 機能別団員は、前項各号に掲げる資格を有し、かつ、市長が別に定  
める資格を有する者のうちから、市長の承認を得て団長が任用する。

第5条第2項第2号中「第3条第1号」を「第3条第2項第1号」に  
改める。

第6条第1項中「戒告、停職」を「戒告し、停職し、」に改め、同項  
第1号中「並びに」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第7条中「手続き」を「手続」に改める。

第11条中「若しくは」を「又は」に改める。

第12条第2項中「次の」の次に「各号の」を、「それぞれ」の次に  
「同表の」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- （1）基本団員

階級	額
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	40,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

(2) 機能別団員

階級	額
団員	12,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 千葉県条例第5号

### 千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県消防関係手数料条例（平成12年千葉県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表26の項中「昭和42年法律第149号」の次に「。以下「液化石油ガス法」という。」を加え、「同法」を「液化石油ガス法」に改め、同表28の項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」を「液化石油ガス法」に、「同法」を「液化石油ガス法」に改め、同表中備考以外の部分に次のように加える。

36 液化石油ガス法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録を受けようとする者		31,000円
37 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録	液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通につき630円
	液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	1回につき460円

<p>簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者</p>		
<p>38 液化石油ガス法第29条第1項及び第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定又は</p>	<p>液化石油ガス法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定</p>	<p>34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の認定又は</p>	<p>液化石油ガス法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新</p>	<p>14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする者</p>	<p>液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可</p>	<p>20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>

39 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定を受けようとする者	当該認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
	当該認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円
	当該認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	98,000円
40 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可を受けようとする者		21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
41 液化石油ガス法第37条の2第1		15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得

<p>項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可を受けようとする者</p>		<p>た額</p>
<p>42 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を受けようとする者</p>	<p>液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下</p>

		この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
43	液化石油ガス法第37条の4第1項の規定	28,000円に充てん設備の数を乗じて得た額

<p>に基づく  充てん設  備による  液化石油  ガスの充  てんの許  可を受け  ようとする者</p>		
<p>44 液化石  油ガス法  第37条  の4第3  項におい  て準用す  る液化石  油ガス法  第37条  の2第1  項の規定  に基づく  充てん設  備の所在  地、構  造、設備  又は装置  の変更の  許可を受  けようとする者</p>		<p>17,000円に  変更に係る充てん  設備の数を乗じて  得た額</p>



45 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の完成検査を受けようとする者	液化石油ガス法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	36,000円に充てん設備の数を乗じて得た額
	液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
46 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査を受けようとする者		27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 千葉市条例第6号

子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「医療機関」の次に「（薬局を除く。次項及び第5項において同じ。）」を加える。

第4条第3項中「（薬局を除く。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 同一の月に同一の医療機関において同一の子どもが6回以上通院した場合における6回目以降の通院又は11日以上入院した場合における11日目以降の入院に係る助成については、前項本文の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる額を助成する。
- 4 保護者により生計を維持されている子その他これに類する者として市長が別に定める者のうち最年長者及び2番目の年長者である者（以下この項において「年長者」という。）以外の子ども（年長者の数が減少した場合における当該年長者以外の子どもであって、当該減少した日において当該子どもに係る現に効力を有する第6条第1項に規定する受給券の有効期限が到来するまでの間にあるものを含む。）に係る助成については、第2項本文の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる額を助成する。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 千葉県条例第7号

千葉県保育所設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県保育所設置管理条例（昭和39年千葉県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉県小倉台保育所の項及び千葉県小深保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 千葉市条例第 8 号

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例

(千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 24 年千葉市条例第 86 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「除く。」の次に「第 12 条及び」を加える。

第 6 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 6 条の 4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自

動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第12条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第80条に次の1項を加える。

- 10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事

業所等（千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第86条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第86条に次の1項を加える。

- 2 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第3条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図る

ため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者



の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12条の部を次のように改める。

第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第14条第1項の表第20条第1項の部援助の項中「（満3歳未満の園児についてはその保育。以下同じ。）」を削り、同表第49条の

部保育所の長の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改め、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第2項中」を、「便所」と「」の次に「、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは、職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と」を加える。

附則第10条中「前2条」を「前3条」に、「又は」を「、」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに」を「、」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第11条とし、附則第9条の次に次の1条を加える。

第10条 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第5条 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の2項を加える。

3 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握する

ことができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 4 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

第20条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に、「同条ただし書」を「同条第2項」に改める。

附則第5項中「附則第8項」を「附則第9項」に改める。

附則第8項の表に次のように加える。

附則第8項	第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

- 8 第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

## 第26条 削除

第50条中「、第26条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）」及び「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第6条の規定は、公布の日から施行する。  
（安全計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3（保育所に係るものを除く。）及び第3条の規定による改正後の千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。  
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 3 第1条の規定による改正後の千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 4 第2条の規定による改正後の千葉県家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

- 5 認定こども園において、第5条の規定による改正後の千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第14条第4項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第3項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

## 千葉県条例第9号

### 千葉県児童生徒性暴力等防止対策検討委員会設置条例

#### (設置)

第1条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するため、千葉県児童生徒性暴力等防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (定義)

第2条 この条例において「教育職員等」とは、本市が設置する学校（以下「学校」という。）の職員及び本市の職員で学校の職員であった者並びに学校の校長又は教育委員会から許可を得て当該学校の施設を使用する者をいう。

2 この条例において「児童生徒性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。

#### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処（以下「児童生徒性暴力等の防止等」という。）のための必要な措置について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申すること。
- (2) 法第16条に規定する児童生徒性暴力等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）との連携により、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の推進を図るための提言を教育委員会に行うこと。
- (3) 教育職員等による児童生徒性暴力等があった際に必要な調査を行い、再発防止策についての提言を教育委員会に行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が児童生徒性暴力等の防止等に関し必要と認める事項について調査及び審議を行うこと。

#### (組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 3 委員及び臨時委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査)

第7条 委員会は、第3条各号に規定する所掌事務を遂行するために、次に掲げる方法により調査を行うことができる。

- (1) 教育長、教育委員会の委員、教育委員会事務局、学校、協議会を構成する団体等（以下「教育長等」という。）に対し、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について意見、説明等を求めること。
- (2) 教育長等に対し、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求めること。
- (3) 関係団体に対し、必要な事項の報告及び協力を求めること。
- (4) 教育長、教育委員会の委員、学校に在籍し、又は在籍していた児

童又は生徒及びその保護者、教育職員等により児童生徒性暴力等を受けた者及びその保護者並びに教育職員等（以下これらの者を「調査対象者」という。）に対し、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する事実関係について意見、説明等を求めること。

2 委員会は、前項第4号の調査を行うに当たり、調査対象者の心情に十分に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 千葉県条例第10号

### 千葉県公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県公民館設置管理条例（昭和44年千葉県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 千葉県こてはし台公民館の項中「千葉県花見川区横戸町861番地4」を「千葉県花見川区こてはし台5丁目9番7号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月21日から施行する。

## 千葉県条例第11号

### 千葉県立博物館設置条例の一部を改正する条例

千葉県立博物館設置条例（昭和58年千葉県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第3条第1項中「法第20条第1項」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改め、同条第3項中「法第21条」を「博物館法第24条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県条例第12号

千葉県総合交通政策会議設置条例を廃止する条例

千葉県総合交通政策会議設置条例（平成22年千葉県条例第56号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 千葉県条例第13号

### 千葉県営住宅条例の一部を改正する条例

千葉県営住宅条例（昭和36年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第6号に掲げる条件」の次に「、次項第8号に該当する者にあつては第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる条件」を加え、同条第2項中「条件」の次に「（第8号に該当する者にあつては同項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる条件）」を加え、同項第8号中「ア又はイの」を削り、同号に次のように加える。

ウ 婦人相談所等による配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。エにおいて同じ。）からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている者

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 千葉県条例第14号

### 千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成12年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表16の項の次に次のように加える。

16の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査	建築物の容積率の認定申請手数料	27,000円
---	-----------------	---------

別表18の項中「第53条第6項第3号」を「第53条第5項（第4号の建築物に限る。）の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例又は同条第6項第3号」に、「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する特例又は制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改める。

別表21の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改める。

別表23の項の次に次のように加える。

23の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
--	------------------------	----------

別表36の項及び別表36の3の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改める。

別表37の項手数料を徴収する事務の欄中「一敷地内認定建築物以外

の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項手数料の名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料」に改め、同項手数料の額の欄中「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表 3 7 の 2 の項手数料を徴収する事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同項手数料の名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料」に改め、同項手数料の額の欄中「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表 3 7 の 3 の項手数料を徴収する事務の欄中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項手数料の名称の欄中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料」に改め、同項手数料の額の欄中「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表 4 6 の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改める。

別表 4 6 の 2 の項中「宅地造成等規制法第 1 2 条第 1 項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 1 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 4 6 の項及び 4 6 の 2 の項の改正規定は、同年 5 月 2 6 日から施行する。